

演題 改めて「竹島の日」条例を考える

2005（平成17）年3月に島根県議会で「竹島の日を定める条例」が制定されてから今年で17年が経過した。また近年、日韓関係は悪化し、いわゆる徴用工問題や慰安婦問題とともに「竹島問題」の解決の糸口は見えてこない。日本政府は何故、日韓の懸案を解決できないのか。今回の講座では、改めて「竹島の日」条例制定の背景やその意義を振り返り、日本政府の対韓政策とその課題について理解を深めます。

講師 しも じょう まさ お
下 條 正 男 氏

島根県立大学客員教授、第1期～5期竹島問題研究会座長

日時 令和4年10月22日〔土〕 午前10時～午前11時30分
場所 隠岐島文化会館 集会室（隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二2番地）
主催 島根県
定員 40名 （受講料無料・先着順）

【講師紹介】

1950年長野県生まれ。國學院大學大学院博士課程修了。1983年韓国三星綜合研修院主任講師、市立仁川大学校客員教授を経て、98年帰国。翌年拓殖大学国際開発研究所教授、2000年同大学国際開発学部アジア太平洋学科教授を歴任し、2021年3月に退官。現在は島根県立大学と東海大学海洋研究所の客員教授を務める。専攻は日本史。第1～第5期島根県竹島問題研究会座長。著書に「竹島 VS 独島」（ワニブックス）他。



【お申し込み方法】 申込期限：令和4年10月21日（金）

下記申込書を「竹島資料室」宛に、郵送またはFAXでお送りください。
電子メールの場合は「第2回竹島問題を考える講座申込」と明記の上、名前と電話番号を送信してください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組とお願い】

発熱や咳・咽頭痛など体調不良の方は受講を控えてください。
受講中は必ずマスクを着用してください。
会場には手指消毒用の消毒液を用意し、定期的に会場内の換気を行います。
定員は会場収容人数の半分以上とし、隣席との身体的距離を確保（1席空ける）します。
そのほか感染拡大防止の取組を進めるため、業種別ガイドラインに従った取組を行います。
県内の感染拡大状況によっては開催を中止する場合があります。

【申し込み先・問い合わせ先】

島根県総務部総務課 竹島資料室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁舎第3分庁舎
〔TEL〕0852-22-5669 〔FAX〕0852-22-6239 〔E-mail〕takeshima-shiryô@pref.shimane.lg.jp

キリトリ

令和4年度 第2回「竹島問題を考える講座」申込書		
（ふりがな） 名 前		電話番号
次回講座案内 （どちらかに○）	不要・要	<送付先> 〒

※提供していただいた個人情報につきましては、考える講座開催のみに利用します。